|  |
| --- |
| 南島原市 下水道事業  第６回審議会資料（答申案） |

|  |
| --- |
|  |

【目次】

下水道使用料等の統一及び改定について(答申) 1

一. 検討の背景 1

二. 下水道使用料等について 2

三. おわりに 3

令和7年●月●日

南島原市長　松本 政博 　様

南島原市下水道使用料等審議会

会

## 下水道使用料等の統一及び改定について(答申)

本審議会は、下水道使用料等の統一及び改定について慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申致します。

## 検討の背景

本市の下水道事業を取り巻く環境は、全国的に見られる人口減少や、近年増加している線状降水帯等による河川の氾濫、ゲリラ豪雨による都市型水害などへの対策や、令和6年1月に発生した能登半島地震に見られた大規模な地震災害への備えに対するニーズの高まりなど、大きく変容してきている。また、施設老朽化に伴う更新需要も増える中、これらが将来の下水道事業運営にどのような形で影響を及ぼすのか、決算額・予算額等の伸び率を用いながら財政収支の予測を行った。その結果、建設改良費の増加に伴う減価償却費の増加等を主な要因として、一般会計による基準外の繰入金がない場合には令和7（2025）年度以降に純損失、令和9（2027）年度以降に資金の枯渇が想定され、事業運営が困難になる見通しである。

一方、現在の南島原市の下水道使用料は、平成18（2006）年の合併の際の経緯で、3つの使用料体系が存在する一市三制度となっており、同じサービスを享受しながらも負担する金額が異なる状況が生じ、今後の使用料改定の実施に際しても、現状の使用料体系を基に実施した場合にはこの不公平な状況をさらに悪化させてしまう懸念がある。

このことから、今回は特に公平性について重きを置き、各下水道事業の利用者にとって過度な負担とならないよう配慮し、一般会計（コミュニティ･プラント）と企業会計（公共･特環･漁集･農集）の使用料の調整を加味したうえで、統一した下水道使用料体系とすることが、市民の公共の福祉の増進並びに本事業の公正・健全な経営に資するとして、以下の下水道使用料等の改定について審議を行った。

以下に結果を示す。

## 二. 下水道使用料等について

##### 南島原市下水道使用料算定方針

使用料等改定の基本方針を以下の通り決定した。

1. 現在は、事業毎に異なっている使用料体系を統一する。
2. 料金体系は、基本料金と超過料金からなる「二部料金制」とする。
3. 基本料金については、「5立法メートルまで」及び「5立方メートルを超え10立方メートルまで」の「二段階制」とする。
4. 超過料金については、使用水量の多数にかかわらず1立方メートルあたりの料金が同一である「単一制従量料金体系」とする。
5. 令和8（2026）年4月1日に下水道使用料を改定する。
6. 使用料の算定期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。
7. 受益者負担金・事業分担金、月の中途での開始・休止・廃止時の使用料算定、および接続促進施策についても統一をする。

##### 使用料改定について

基本方針に基づき算定した結果、基本料金については、5立法メートルまでを「1,060円（税込み）」、5立方メートルを超え10立方メートルまでを「1,650円（税込み）」とし、また超過料金については単価を１立方メートルにつき、「155円（税込み）」へ改定すべきである。これにより全体で12.8％程度の増額改定となる。

##### 受益者負担金・事業分担金について

受益者負担金・事業分担金については「15万円」とし、また徴収方法は「年4期の2年分割」へ統一すべきである。また全期前納一括納付した場合の報奨についても「1割減額」へ統一すべきである。

##### 月の中途での開始・休止・廃止時の使用料算定について

現在、月の中途での開始・休止・廃止した場合の使用料の算定方法は事業毎に異なっているが、使用月の中途において、汚水処理施設の使用を開始、休止もしくは廃止又は休止中のものを再開した場合は、1月分として算定するとして統一すべきである。

##### 接続促進施策について

水洗化促進の目的で実施している、水洗化に要する改造工事に必要な資金の融資の利子補給について、対象資格として定める供用開始からの期限を「期限なし」へ統一すべきである。

## 三. おわりに

当審議会で審議され了承された使用料体系は、公平性について重きをおいたうえで、かつ、将来の使用料改定を見据えて使用料体系の統一をするものであり、予測されている将来の財政状況の悪化に対して全ての解決策とはなっていないが、将来にわたって持続的かつ安定的にサービスを提供し続けるためには、今回の使用料体系の統一後、速やかに使用料改定を行う必要がある。加えて、本市の下水道事業を取り巻く環境は日々刻々と変化しており、定期的な事業環境の分析や事業方針の見直しを実施しなければ、持続的な事業運営が困難になることから、下水道法や下水道料金算定要領を踏まえ、5年ごとに下水道使用料の妥当性を検証し、今後も市民への安定したサービス提供が継続的にできるように努めることが望まれる。

**添　付　資　料**

資料１．南島原市下水道使用料等審議会委員

資料２．審議会経過

資料３．算定期間（R8～R12年度の5年間）の概念図

資料４．新旧料金表（単位：1ヵ月、円、税込み）

資料５．水量区分別料金（基本料金+超過料金）および改定率

資料６．長崎県内 下水道使用料比較

資料７．受益者負担・事業分担金

資料８．使用料の算定方法

資料９．接続促進施策

資料１

**南島原市下水道使用料等審議会委員**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職 | 氏名 | 備考 |
| 会長 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇会長 |
| 副会長 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇組合長 |
| 委員 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇副会長 |
| 委員 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇会長 |
| 委員 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇理事 |
| 委員 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇が推薦する下水道使用者 |
| 委員 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇副会長 |
| 委員 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇自治会長 |
| 委員 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇が推薦する下水道使用者 |
| 委員 | 〇〇　〇〇 | 〇〇〇〇会長 |
|  |  | ※会長･副会長を除き氏名の50音順 |

資料２

**審議会経過**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日時 | 主な審議内容 |
| 第１回 | 令和6年10月29日(火)  13:30～15:00 | ・本審議会の目的  ・経営戦略の目的と位置づけ  ・一般的な下水道事業の特徴  ・南島原市の下水道事業の現状と課題  ・南島原市の下水道事業の将来見通し |
| 第２回 | 令和6年11月19日(火)  13:30～15:00 | ・下水道事業の施設見学 |
| 第３回 | 令和6年12月24日(火)  13:30～15:00 | ・使用料および受益者負担金の考え方  ・使用料体系の検討フローについて  ・使用料体系案についての審議  ・受益者負担金案についての審議 |
| 第４回 | 令和7年1月28日(火)  13:30～15:00 | ・使用料体系の統一案についての審議  ・受益者負担金の統一案についての審議 |
| 第５回 | 令和7年2月21日(金)  14:00～15:30 | ・使用料体系の統一案についての審議  ・受益者負担金の統一案についての審議 |
| 第６回 | 令和7年3月26日(水)  15:00～16:30 | ・これまでのまとめ  ・答申について |

資料3

算定期間（R8～R12年度の5年間）の概念図

テキスト

AI によって生成されたコンテンツは間違っている可能性があります。

資料4

新旧料金表（単位：1ヵ月、円、税込み）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 旧 | | | 新 |
| 事業 | | 公共下水道  特定環境保全公共下水道  漁業集落排水 | 農業集落排水 | コミュニティ  ・プラント | 全事業 |
| 地区 | | 口之津・南有馬地区 | 慈恩寺・見岳地区 | 大野木場団地 | 全地区 |
| 基本  料金 | 0～5m3 | 770円 | 1,100円 | 2,970円 | 1,060円 |
| 6～10m3 | 1,210円 | 1,650円 |
| 超過  料金  (1m3毎) | 11～50m3 | 154円 | 132円 | 33円 | 155円 |
| 51～100m3 | 198円 |
| 101～300m3 | 242円 |
| 301m3～ | 286円 |

資料5

**水量区分別料金（基本料金+超過料金）および改定率**



資料6

**長崎県内 下水道使用料比較（20m3使用時）**



資料7

受益者負担金・事業分担金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 現行 | | 統一内容 |
| 公共下水道 | 農業集落排水 |
| 受益者負担  ・事業分担金 | 150,000円 | 180,000円 | 150,000円 |
| 徴収方法 | 2年に分割（年4期）  　第1期：5/15～31  　第2期：8/15～31  　第3期：10/15～31  　第4期：12/15～25 | 3年に分割（年3期）  　第1期：7/1～25  　第2期：12/1～25  　第3期：2/1～25 | 2年に分割（年4期）  　第1期：5/15～31  　第2期：8/15～31  　第3期：10/15～31  　第4期：12/15～25 |
| 全期前納一括納付  報奨等 | 報奨金1万円  （但し、供用開始から3年以内）  4万円減額  （但し、供用開始から1年以内） | 1割減額 | 1割減額 |

資料8

使用料の算定方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業 | | 条例の定め |
| 現　行 | 公共下水道 | １. 汚水量が基本汚水量（5m3）の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の金額とする。  ２. 汚水量が基本汚水量（5m3）の2分の1を超えるときは、1使用月として算出した金額とする。 |
| 農業集落排水 | 月の中途において、処理施設の使用開始、休止又は廃止した場合の使用料は、1月分として算定する。ただし、処理施設の使用日数が15日を超えず、かつ、汚水量が基本水量の2分の1を超えないときは、基本料金の額の2分の1に相当する額とみなす。 |
| コミュニティ  ・プラント | 使用月の中途において、汚水処理施設の使用を開始、休止若しくは廃止又は休止中のものを再開した場合における最初又は最後の使用月の基本料金については、1月分として算定する。 |
| 統一内容 | | 使用月の中途において、汚水処理施設の使用を開始、休止若しくは廃止又は休止中のものを再開した場合における最初又は最後の使用月の料金については、1月分として算定する。 |

資料9

接続促進施策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 公共下水道 | 農業集落排水 | 統一内容 |
| 資格者  ・対象者 | 【水洗便所等改造資金規定】  供用開始から5年以内の工事 | 【農集排水工事資金利子助成要綱】  供用開始から3年以内の工事 | 「**期限なし**」とする |